

山形県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

平成17年7月8日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第75号

山形県市町村合併推進審議会条例

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)

第60条第1項に規定する合議制の機関として、山形県市町村合併推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第59条第3項の規定によりその権限に属する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。